「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」概要版

計画の概要(第1章)

の

DV根絶に向け、これまでの取組を着実に推進 するとともに、被害者の実態に即した、よりきめ細か な支援ができるよう,事業の取組内容を充実させ, 関係機関や団体等との連携を強化し、全市一体と なって取り組むため,「第2次宇都宮市配偶者から の暴力対策基本計画」を策定する。

【計画の位置づけ】

期計間画 · 0 ゔ の

定 け

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」 に基づく市町村基本計画
- 「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」の分野別計画 【計画の期間】
- ・平成 26 (2014) 年度から平成 30 (2018) 年度の 5 か年間 【用語の定義】
- 法律で定義している「配偶者からの暴力」に加え、生活の本 拠を共にしていない交際相手からの暴力も含む。

傷害 H23 年 1,325 件→H24 年 2,060 件

暴行 H23 年 1,415 件→H24 年 1,996 件

DVを取り巻く現状と課題(第2章)

1 配偶者等からの暴力の実態

- ・配偶者間における暴力の被害者の多くは女性(93.1%が女性)
- ・夫から妻への暴力の検挙件数の急増
- ・配偶者からの被害経験があった女性が32.9%、男性が18.3%

⇒犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると周知することが必要

2 国・県における法整備と取組

- ・H25.7月の法の改正により、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」についても法の適用対象
- ・県では、県の計画に基づき、「とちぎ男女共同参画センター」が県のDV対策の中核的な機関として各種施策を展開

調査結果に基づくDVの

- ・DV 相談件数は H18 年度 321 件→H24 年度 606 件に倍増 ⇒関係機関. 民間支援団体等との連携による相談対応が必要
- ・一時保護件数は増加傾向(H24 年度 32 件)
- ・市警察署管内の DV 認知・摘発件数が H24 年に最多 (H24 年 222 件認知, 31 件摘発)

⇒配偶者暴力相談支援センター、警察、とちぎ男女共同参画センター、民間支援団体との情報共有・連携強化が必要

・DV 根絶強化月間における啓発事業、デートDV防止出前講座、相談員の資質の向上、DV対策関係機関ネットワーク 会議を通した関係機関等との連携強化、民間支援団体との協働による事業の実施など、DV防止啓発や相談から自立に 向けた支援に取り組んできた。

◎成果指標 「過去2年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合」(H25年度目標値0%に近づける) H18 年度 12.7%⇒24 年度 16.1%

【H23 年度市民意識調査】

- 「配偶者や恋人から過去2年間に暴力を受けた経験がある人」は約1割 (女性 15.9%, 男性 6.5%)
- 暴力を受けたときの相談先は、「親族」が6割、「友人・知人」が5割と多い。 ⇒広く市民にDVの理解を深めるとともに、相談窓口の積極的な周知が必要

【H25 年度 D V 被害者実態調査】

- •「DVについての理解が深まって欲しい」「学校におけるDV教育」という意見が5割以上 ⇒被害者は、様々な場面でDVの理解不足に苦しめられていることから、特に、被害者や その子どもが関わることが多い学校関係者、医療関係者、各種行政窓口職員への理解促進 が必要。また、若年層への積極的な周知啓発が必要
- ・被害者は、様々な暴力を受けており、7割以上が5年以上もの長期間に渡り暴力に耐えてい

⇒深刻な被害を招かないよう、早期の相談につなげることが必要

- ・約7割が「身の危険を感じたから」相談。周知して欲しい場所は、「女性トイレ」「市施設」 「スーパー等」と回答
- ⇒被害者のより身近なところでの効果的な周知が必要
- ・被害者の子どもの8割以上が加害者から「虐待」を,9割以上の子どもが「DVによる影響」
- ⇒被害者の子どもへの継続した心のケア等が必要。また、虐待に係る関係機関等との連携
- ・約6割が「仕事をしている」が、「パートタイム等として働いている」人が多く、5割以上 の人が「給与が安い」等の理由で仕事に不満
- ⇒安定した就労に結び付くような資格・技能取得の支援や企業等へのDVの理解促進が必 要。また、既存の福祉施策等の十分な活用が必要
- ・5割以上が「福祉制度を利用する際に困ったことや不都合な点」があった。また、個人情報 の漏洩について心配だったと回答
- ⇒被害者の気持ちに配慮した窓口対応が必要。また、住所等の被害者に係る個人情報の保 護に細心の注意が必要
- ・9 割以上が現在も「健康面の不安」を抱えており,仕事をしていない人の 5 割以上は,「精 神的な不安があるから」仕事をしていない。 ⇒加害者から逃れた後も心身ともに健康面での不安を抱えており、継続した精神的なケア
- 自立支援事業に参加したことがある人の5割以上が「改善して欲しい点がある」と回答 ⇒被害者のニーズを踏まえた改善点の検討など、より充実した事業内容にしていくこと が必要

課題の総括

- **1** DV は, 犯罪となる 行為をも含む重大な人 権侵害であるという認 識のもと、更なる未然 防止対策の推進が必要
- **2** DV は,外部から発 見されにくい特性や 家族の問題とする傾 向があるため、深刻な 被害を招かないよう 相談体制の充実が必
- **3** DV は,生命身体の 安全に直結する重大 な問題であり,関係機 関との連携により,緊 急時における被害者 の安全確保が必要
- 4 被害者は、複数の悩 みを同時に抱えなが ら自立に向けた生活 を始めなければなら ないため, 自立支援策 の充実が必要
- 5 関係機関等との連 携体制を強化し、被害 者の相談から一時保 護, 自立に至るまで, 被害者を孤立させな い支援体制が必要

計画の基本的な考え方と基本目標(第3章)

基本理念(男女共同参画推進条例第3条(1)に基づく):男女の個人としての尊厳の尊重

- DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識のもと、市民と行政が一体 となって社会全体にDVについての理解を深め、DVを許さない社会をつくります。
- 2 被害者の安心と安全に配慮し、相談・保護から自立に向けた切れ目のない支援を行います。
- 3 関係機関、民間支援団体、行政の連携・協力体制を強化し、被害者の相談・保護から自立に至 るまで、被害者を孤立させない支援を行います。

DVを許さない社会づくり(社会全体にDVについての理解浸透,人権教育,男女共同参画意識の醸成)

- 相談から自立に向けた切れ目のない支援体制の充実(相談体制・保護体制・自立支援体制の充実)
- 推進体制の充実(関係機関、民間支援団体、行政の連携強化)

(第3次男女共同参画行動計画の「基本目標Ⅲ 男女が互いに人権を尊重し大切にする社会の実現」の 「施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶」の成果指標)

◎過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けたことのある女性の割合を0%に近づける (H24年度 16.1%)

- ・配偶者や恋人から暴力を受けたときに相談した人の割合 現状値(H23年度)35.2%⇒目標値(H30年度)40.0%
- ・市配偶者暴力相談支援センターで相談を受け、暴力から逃れて新たな生活を始めたDV被害者の 人数 現状値(H24年度)25人⇒目標値(H30年度)55人

施策の展開(第4章)

▽は活動指標とその目標値(30年度)

基本目標

基本目標I

DVを許さ ない社会づ

- 1 DVの未然防止対策の推進
- ・DVの防止・理解促進に向けた啓発の充実

施策の方向及び施策

- ・若年層からの意識啓発の充実
- ・人権教育や男女共同参画の意識づくりの充実

2 相談体制の充実

- 相談窓口の周知の強化
- ・配偶者暴力相談支援センターの相談機能の 充実

基本目標Ⅱ

相談から自 立に向けた 切れ目のな い支援体制 の充実

3 緊急時における被害者の安全の確保

- ・一時保護における関係機関との連携
- 保護命令制度の利用

4 被害者の自立支援体制の充実

- ・被害者の自立に向けた各種情報の提供
- ・被害者の自立に向けた各種生活支援の充実
- ・被害者の心のケアの充実
- ・被害者の子どもへの支援の充実
- ・民間支援団体との連携による自立支援事業 の充実

基本目標皿

推進体制の 充実

- 関係機関等との連携・協働によるDV対 策の推進
- ・関係部署・関係機関等との連携強化
- ・他市町との連携強化

重点事業

- ・市民協働によるDV防止啓発事業
- ▽民生委員・児童委員等への啓発回数 累計 20 回
- ・デートDV防止啓発事業
- ▽中学校等における出前講座の実施回数 累計 25 回

・被害者の身近なところでの相談窓口 の周知

- ▽新たに設置した周知箇所数(医療機関を 除く民間施設) 累計 10 箇所
- 多様な相談への対応
- ▽市配偶者暴力相談支援センターにおける DV相談件数 680件

・行政手続き等における助言・ 同行支援

- ▽同行支援した被害者の人数 目標値無し ・関係部署との連携による被害者情報
- の厳正な管理 ▽DV被害等を理由として, 住民基本台帳 事務における支援措置を実施し、情報を
- 守った件数 280件 ・子どもの心のケア・発達支援
- ▽自立支援事業の子どもの参加者数 累計延べ 150 件
- 民間支援団体との連携による自立支 援事業
- ▽自立支援事業の参加者数 累計延べ 1,150 人
- ・関係部署・関係機関等との情報共有・ 連携強化
- ▽庁内の関係部署・関係機関等と連携して 対応した相談事案の件数 330件

計画を推進するために(第5章)

- ・庁内関係部署, 関係機関, 民間団体等との連携・協働
- 「男女共同参画の推進に関する年次報告書」において計画の進捗状況を報告、公表により進行管理
- ・国や県の動向への留意と調査研究・情報収集

「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の体系

基本目標	施策の方向	施策	事業	<u> </u>		事業	取組内容	
			番号	重点	払允		1次計画から引き続き取り組む内容	2次計画に新規計上した内容
I DVを許 さない社会 づくり	1 DVの未然 防止対策の推 進		1			DV防止啓発事業	講座・講演会,リーフレット配布,広報紙・ホームページ等による啓発,	_
		(1)DVの防止・理解促進に向けた 啓発の充実	2	0	٠,	市民協働によるDV防止啓発事業	DV根絶強化月間における集中的な啓発 民生委員・児童委員等への啓発	 民生委員・児童委員, 医療機関等と行政との協働に
			2		☆	IIス励圏IこよるDV の正含光争未	戊生安貝・児里安貝寺への俗光	よる啓発
		(2)若年層からの意識啓発の充実	3	0	☆	デートDV防止啓発事業	デートDV防止出前講座,成人式等での啓発	学校等との連携を強化し、より多くの学校等で啓発
		(3)人権教育や男女共同参画の 意識づくりの充実	4			人権・男女共同参画に関する啓発事業	る合元	地域や企業等に対する人権啓発
			5			学校における人権教育・性と健康に関する教育	教職員への研修, 男女共同参画教育参考資料の活用, 性教育サポート事業, 性と健康に関する健康教育	_
Ⅱ 自計のはままでは、 日本のは、 日本のは、 の本のは、 のまのは、 のまのは、	_2 相談体制 の充実	(4)相談窓口の周知の強化	6	0	☆	被害者の身近なところでの相談窓口の周知	広報紙・リーフレット配布、医療機関・公共施設へのステッカー貼付	民間施設における相談窓口の周知
			7			外国人に対する相談窓口の周知	外国人向け多言語リーフレットを活用した周知	「やさしい日本語」を用いたリーフレットを活用した周知
		(5)配偶者暴力相談支援センター の相談機能の充実	8	0	☆	多様な相談への対応	相談支援、相談員の研修、カウンセリング、法律相談 など	相談体制の充実(男性相談窓口の検討など)
			0		A	各種相談窓口との連携	関係部署との連携による外国人、高齢者、障がい者からの相談への	関係部署との連携によるDVの影響を受けている子
			9			合性化談念口との連携	対応	どもへの対応
	3 緊急時に 一おける被害者 の安全の確保	(6)一時保護における関係機関と の連携	10			関係機関との連携による安全確保	警察との連携による安全確保、とちぎ男女共同参画センターとの連携 による一時保護	_
			11			民間支援団体との連携による一時保護	民間支援団体の一時保護施設運営費の助成	_
			12			一時保護者への支援	一時保護施設への同行、助言	_
		(7)保護命令制度の利用	13			保護命令制度の利用における支援	保護命令制度の教示、裁判所への保護命令に係る書面提出	_
	4 被害者の 自立支援体制 の充実	(8)被害者の自立に向けた各種情	14			就労・日常生活・各種手続等の情報提供	就労につながる情報や日常生活・子育て等の情報提供	_
		報の提供						
		(9)被害者の自立に向けた各種生 活支援の充実	15			住宅確保に向けた支援	市営住宅優先入居, 母子生活支援施設入所への配慮, ステップハウス事業の運営費の助成	関係機関や民間支援団体等との情報共有・連携
			16			就労準備に向けた支援		民間企業やハローワークとの連携による就労支援 など
			17			福祉施策等を活用した支援	生活保護制度, 児童手当等の各種手当, 国民健康保険加入手続きの	ري
			18	0	☆	行政手続き等における助言・同行支援	支援措置 など 「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等の発行, 法的	関係部署との連携による同行支援
			-	1			一十杭さの切言・又抜	関係課との情報の共有化を進め、被害者情報を厳
			19	0		関係部署との連携による被害者情報の厳正な管理	仕氏基本可帳事務における又抜信直	正に管理
		(10)被害者の心のケアの充実	20			心と体の健康回復に向けた支援		相談やカウンセリングが受けられる関係機関,医療 機関等についての情報提供
		(11)被害者の子どもへの支援の 充実	21	0		子どもの心のケア・発達支援	心身回復に向けた支援プログラム・イベント、相談支援 など	児童虐待に係る相談への適切な対応
			22	J		就学における支援と配慮	個人情報の取り扱いに配慮した転入出の手続き、2次被害防止のた	——————————————————————————————————————
			23			保育所入所における配慮	めの適切な情報管理 市内保育所の優先入所への配慮	_
							男女共同参画意識の醸成や子どもの心のケアの重要性の認識を深め	
			24			保育士・教職員等へのDVに関する研修	るための研修	_
		(12)民間支援団体との連携による自立支援事業の充実	25	0	☆	民間支援団体との連携による自立支援事業	自立に向けた各種講座や相談会など	身近な地域における支援者の養成
			0.6	1		関係職員の窓口対応の向上	0次対字院 正理核 フェーマルの活用	
Ⅲ 推進体 ─ 制の充実	5 関係機関 一等との連携・ 協働によるD V対策の推進	(13)関係部署・関係機関等との連 携強化	26 27	0		関係職員の窓口対応の回上 関係部署との情報共有・連携強化	2次被害防止研修, マニュアルの活用 「DV防止庁内連絡調整会議」の開催	
			28			関係機関等との情報共有・連携強化	「DV対策関係機関ネットワーク会議」の開催	虐待等に係る関係部署・関係機関等との連携強化 (「虐待・DV対策連携会議」の開催)
				1 💆	I			
		(14)他市町との連携強化	29			他市町との情報共有・連携強化		他市町との連携による円滑な保護手続き等,他市町との被害者に関する情報共有・連携強化による被害者の自立支援